

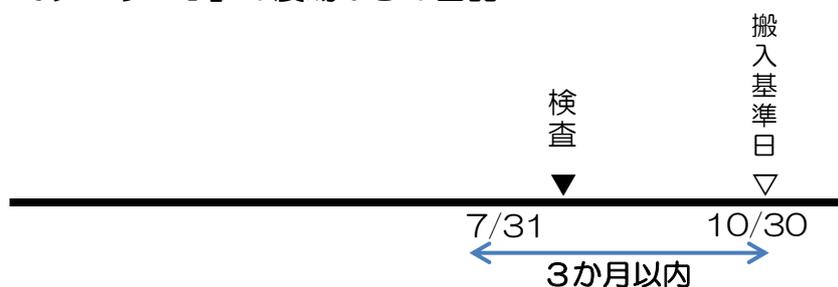
(参考)

ヨーネ病検査の実施時期（第15回ホル全共衛生対策要領）

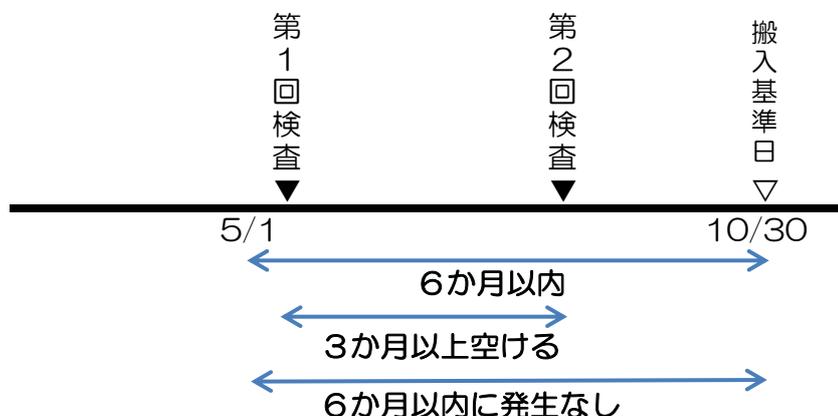
- 1 原則として、出品牛は「カテゴリーⅠ」の農場で飼養されていること。
この場合、出品牛は全共搬入基準日以前3か月以内（2020.7.31～2020.10.30）にスクリーニング法による検査を実施し、陰性が確認されたもの。
- 2 やむを得ず、「カテゴリーⅡ」の農場から出品する場合は、搬入基準日6か月以内に、最低3か月の間隔を空けて2回以上の抗原検査（リアルタイムPCR法又は培養検査法）を実施し、陰性が確認されたもの。かつ、当該農場において搬入日以前6か月以内に発生がないこと。

(事例)

1 「カテゴリーⅠ」の農場からの出品



2 「カテゴリーⅡの農場」からの出品（やむを得ない場合の対応）



カテゴリーⅠの農場：清浄確認が行われており、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」第3の規定により発生予防対策が講じられ、かつ同要領第4の（1）に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。

カテゴリーⅡの農場：本病の発生があり、同要領第5に規定する発生確認時の防疫措置又は同要領第6に規定するまん延防止対策を講じている農場をいう。